

## 時間を巡る日中戦争

### —満州国・華北傀儡政権・中共根拠地の時間とセレモニー—

丸田孝志

#### はじめに

近年、日中戦争史研究においても、社会史的手法を動員した研究が盛んになり、研究対象は、メディア、シンボル、儀礼、銃後の戦時動員、戦場の集合心性、戦争の記憶など多岐にわたり、戦争が人々の生活と社会に与えた影響を様々な視点で明らかにしている。人々の生活感覚から戦争の実相に迫り、社会の特性に着目しつつ権力と社会の対抗・交渉を分析するこれらの研究は、日本植民地・占領地、国民政府統治区、中国共産党（以下、中共）根拠地、租界、地域権力の統治区など、対象地域を多岐に広げて展開しており、更にこれらの成果を基に諸地域の相互連環から日中戦争、アジア・太平洋戦争の全体像を再構築する試みが進展しつつある<sup>1)</sup>。

小論は、日中戦争期の中国の諸政治権力の時間に関する政策と社会の反応について、諸権力相互の影響・対抗を視野に入れつつ検討する<sup>2)</sup>。満州事変以降の日本の中国侵略にともない、中国においては政権の正統性・正当性を巡る複雑な局面が現れた。ナショナリズムと中国の統合・分裂に関わる概念枠組みにおいては、中華民国、国民政府、「五族協和」、抗日民族統一戦線、新民主主義革命、和平反共建国といった異なるレベル・方向のアイデンティティと戦略方針が存在し、国際秩序の再編においては、反ファシズム国際統一戦線、「東亜新秩序」、「大東亜共栄圏」などの理念が対抗した。また、新暦・農暦等の時間への

---

1) 近年の主な成果としては、貴志・川島・孫編（2006）、笹川・奥村（2007）、佐藤・孫編（2007）、池田編（2007）、平野編（2008）、ヴォーゲル・平野編（2010）などがある。この他、石井（2013）は、世代を越えて受け継がれる村のコミュニティにおける戦争の記憶の構造を分析しており、記憶における権力と社会の緊張関係を踏み込む示唆に富む研究である。

2) 新聞史料については、例えば『新民報（山西版）』1943年5月19日の場合、SX43.5.19のように略記し、各紙の略号は以下のようにする。『新民報（山西版）』（SX）、『新民報（北京版）』（BX）、『新華日報（華北版）』（XRH）、『新華日報（太行版）』（TH）、『新華日報（太岳版）』（XTY）。記念日の名称については、日本語で定着した訳語があるものを除いては、原則として史料の名称のままとし、政権によって名称が異なる場合も、そのままとした。暦書は一般に奥付を欠くが、奥付のある一部の暦書は暦の当該年をもって発行年としているため、小論では便宜的に暦の当該年をもって暦書の発行年に統一した。傀儡政権の政権名などについては、「」を省略した。

対応を巡って民俗利用の政治宣伝動員が広く行われたが、これらは総力戦の中で利用すべき手段の一つであるとともに、政権がナショナリズムや「五族協和」、「東亜の一体性」を強調する際の重要な根拠でもあった。

小論が扱う記念日と時間は特定の集団が共有する歴史の記憶に関わり、権力はこのような記憶を人々に浸透させて正統性を主張するとともに、その価値に基づく行動を求める。日中戦争期には、対抗する諸権力が、「中華民族」、「大東亜の諸民族」、「世界の勤労大衆」などの記憶を操作しつつ正統性・正当性を争っており、その状況が記念日の体系に反映されている。また、総力戦の戦時動員の進展にともない、社会への近代的な時間規律の浸透が強く求められるようになった。その一方で祝日には余暇・娯楽の機能があり、時間・記念日の大衆化にはこのような性格を取り込むことも重要になる。その意味で民俗における娯楽を新暦の時間と近代的象徴に吸収することにも、民俗利用の意義が存在する。

## I 新暦・農暦の時間と記念日

### 1) 国民党・国民政府の時間と記念日体系

国民党は、孫文の革命理論に基づく国民革命の完成を目指すイデオロギー政党であり、同党と国民政府の時間は、同様にイデオロギー性の強いものとなった。農暦は、季節を正確に示すことができず、合理的な計算に適さないこと、様々な迷信的要素が付随することから、その不合理性が批判され、新暦は先進的な世界文明を代表する合理的な時間として提唱された。また、新暦を「総理の遺教」として貫徹させ、農暦や農暦と新暦の併用を清朝や軍閥統治の象徴として使用・出版を厳禁しようとする強いイデオロギー性に特徴がある（中国国民党中央執行委員会宣伝部，1929，pp. 581-583）。

国民政府の記念日は、主に3つの部分から構成される（表1）。

#### ① 孫文を指導者とする「反帝反封建」の革命運動の歴史

「国民政府国定記念日」は、孫文自身の事跡、清末の革命派と国民党の革命闘争に関わる記念日によって構成され、国家・民族の歴史的記憶は、孫文とその革命派の闘争の歴史に等置された。

#### ② 帰属集団別記念日・大衆運動系統記念日

国民党・国民政府は、職能・帰属集団を組織、発展させつつ、国民革命を遂行しており、社会の側も帰属集団ごとに政治的・経済的・社会的要求を掲げて行動する傾向があったことから、帰属集団別記念日が多数設定された。

#### ③ 復古的記念日（民族掃墓節〔清明〕など24節気の記念日と新暦の先師孔子誕辰記念日）

統治権力となった国民党は、1930年代以降に民俗・伝統を利用した文化統合政策を展開するようになり、復古的記念日が採用されるようになった。ただし、農暦につ

いては、事実上の太陽暦である 24 節気のみを使用することで、新暦使用の原則は貫徹されていた。

表 1 国民政府国定記念日（1935 年／1942 年）

		35	42			35	42
1 月 1 日	中華民国成立	◎	◎	7 月 9 日	国民革命軍誓師	○	—
3 月 12 日	総理逝世記念	◎	—	8 月 27 日	先師孔子誕辰	—	◎
3 月 29 日	革命先烈記念	◎	◎	10 月 10 日	国慶記念	◎	◎
5 月 5 日	革命政府記念	○	—	11 月 12 日	総理誕辰記念	◎	◎
5 月 9 日	国恥記念	○	—	12 月 25 日	雲南起義記念	○	—

◎：休日，記念集会 ○：記念集会のみ —：該当なし 「総理」の呼称は、1942 年より「国父」に変更  
 国立中央研究院天文研究所編製『国民暦』（中華民国 27 年版，34 年版）より作成

## 2) 満州国の記念日体系

1932 年（以下、西暦の上 2 桁を省略）3 月に成立した満州国は、日本を含む諸民族の「五族協和」と「王道楽土」の実現を建国理念に掲げたが、実態は関東軍が実権を握る傀儡国家であった。溥儀と清朝遺臣らの清朝復興の宿願を利用した関東軍は、立憲政体を偽装するため清朝復辟を否定しながらも、清朝の祭祀・節日の復興、溥儀の皇帝即位という形で国家の復古的な体裁を整えた。

33 年の祝祭日の体系は、10 の農曆の節日・祭祀・記念日を主体とし、新暦は元旦・年末と建国日のみで、皇帝万寿〔皇帝の誕生日〕も農曆で制定されていた（表 2）。清朝の節日と祭祀の多くが復興したが、中華世界のコスモロジーにおいて最も重要であり、清朝復興の正統性に関わる冬至祀天を含む祭天儀礼は復活せず、また祝祭日としても採用されなかった。祭天儀礼は、中華世界独自の権力の正統性の根幹に関わる天命思想を体現するものであり、立憲政体の建前や日本の天皇制の権力観とは相容れず、日本の世界観の中に満州国を位置づけるためにも否定されるべき儀礼であった。満州国同様、農曆の節句・祭祀を大幅に復活させた中華民國臨時政府が冬至を休日として復活させていることと比べると（表 3）、冬至が満州国において意識的に排除されたことはより明かである。

その後、日本関連の新暦記念日、祭祀の導入と農曆の祭祀の部分的放棄という形によって、日満の儀礼の一体化が進行する。35 年 4 月、日本を訪問した溥儀は、帰国後の 5 月、「回鑾訓民詔書」を宣布して、日満のイデオロギー一体化を自ら推進する姿勢を表明した。36 年には同詔書宣布の日が訪日宣詔記念日とされ、37 年 1 月からは日本標準時が採用された。日本標準時の採用とこれによる官暦普及の政策は、新暦ばかりでなく農曆の節気と日取りをも日本暦に従わせるもので、それまで通書<sup>3)</sup>において通用していた時間における中原との一体性を分断するものであった（丸田，2013，pp. 3-4）。

3) 通書は、官暦を模倣して民間に流布した暦兼生活指南書で、暦の他に、占い、予言、信仰・道徳に関する説話などを多く採録し、信仰生活の指南書として民間に流布していた。

表2 満州国の祝祭日

[農曆]

旧1月1日~* <sup>1</sup>	春節	旧5月5日	端午節
旧1月13日	皇帝万寿* <sup>2</sup>	旧8月上丁	祀孔
旧1月15日	元宵節	旧8月15日	中秋節
旧2月上丁	祀孔	×秋分後第一戊日	祀関岳
×春分後第一戊日	祀関岳	×旧8月27日	孔誕
◎穀雨	祈穀祭	旧12月末日	除夕

[新曆]

新1月1~3日	元旦▼	◎新5月31日	建国忠靈廟春祭
○新2月6日	万寿節▼	◎新7月15日	建国神廟創建記念日▼ <sup>+2</sup>
◎新2月11日	紀元節▼	◎新9月19日	建国忠靈廟秋祭
新3月1日	建国日▼ <sup>+1</sup>	◎新10月17日	嘗新祭
◎新4月29日	天長節▼	新12月29~31日	年末
△新5月2日	訪日宣詔記念日▼		

\*1 : 33年~ 旧1月1~5日 38年~ 旧1月1~3日 44年~45年 旧1月1~2日

\*2 : 34年3月以前は執政万寿 皇帝万寿は37年8月に新2月6日の万寿節に変更

× : 38年以降、「民間重要祀日」に変更 △ : 36年に追加 ○ : 37年に追加 ◎ : 40年に追加

▼ : 「慶祝日」37年に4つを指定, 40年に3つを追加

+1 : 建国日は38年より建国節 +2 : 建国神廟創建記念日は44年から元神祭節

実業部編纂『満州国時憲書』(大同2, 3年版), 1933~34年, 中央觀象台編纂『時憲書』(康徳元年~12年版), 1934~45年, 「院令第一号」『政府公報』第613号(1936年4月6日)(遼瀋書社, 1990年復刻), 56頁, 「關於慶祝日之件」同上第1007号(1937年8月6日), 81頁, 「關於慶祝日之件」同上第1915号(1940年9月10日), 231頁より作成

37年8月には皇帝万寿が新曆の万寿節に改められ, 春節休暇は5日間が3日間に短縮された。この際, 元旦, 万寿節, 建国節および訪日宣詔記念日は, 他の休日とは区別される別格の「慶祝日」に指定された。また, 祀関岳と孔誕が「民間重要祭日」に格下げされた。この時点で, 農曆と新曆の祝祭日の比率は7:4となり, 農曆の優位が顕著に後退した他, 中華世界の伝統祭祀が排除されて, 日本のイデオロギーが優位に立つ方向性が明示された。

皇紀2600年にあたる40年を機に, 日滿のイデオロギーの一体化は極点に達する。40年7月, 新京に建国神廟が建設されて天照大神が国家の祭神として祭祀されると, 同廟の祭祀として従来の慶祝日に加えて, 鎮座記念祭(建国神廟創建記念日), 紀元節祭, 天長節祭, 嘗新祭が採用され, 日本と一体化した祭祀体系が実現した。慶祝日は7つの内4つが日本関連もしくは日本そのものの記念日となった。この時点で農曆と新曆の祝祭日の比率は9:12となり, 新曆の優位が確定した(表2)。

37年には, 主要な廟会や協和会創立記念日, 日本承認満州国記念日などが「民間重要節日祀日及記念日」に指定され, 一覧表が曆書に掲載された。廟会は民間信仰に依拠しながら政治宣伝・動員に利用できる民俗の時間として重視されていた。満州では各地の主要な廟会の開会期日が旧3月28日, 4月8日, 18日, 28日, 5月13日とほぼ一致する特異な構造をもっており, これは廟会に権力の統制力が強く作用していることを示唆する(深

尾・安富, 2010, p. 275)。そのため, 地域的なアイデンティティを獲得しやすい状況も生まれており, 廟会利用には華北よりも更に高い効果が期待されたであろう。

### 3) 日本傀儡政権の記念日活動と民俗利用

華北傀儡政権下では「東方の文化道徳」発揚の主張の下, 北京政府期の農曆の祭祀や諸節句, 廟会などが大幅に復活され, 宣伝動員に利用されたが, 仏教の諸節句を日中共通の習俗として強調し, 清明墓参や祭天儀礼などの中国固有の習俗や世界観を軽視, 否定し, 民族抵抗の象徴である岳飛を突出させた北京政府時期の関岳廟祭祀を清朝期の武廟祭祀に戻すなど, 伝統の復興は日本の統治の意図に則する形で行われた(表3, 丸田, 2001, pp. 296-298)。臨時政府においては, 革命の記憶につながる国民政府の記念日がほとんど排除され, 共和を象徴する北京政府の記念日(表4)も復活されなかった。このため, 新暦の法定記念日は, 建国当初の満州国と同様, 国家の成立に関わる記念日のみとなった。帰属集団別記念日では児童節のみが残された。この他, 傀儡政権の各地政府は, 日本軍・日本居留民とともに紀元節, 日本陸軍記念日など日本の記念日と時局関連の記念日を慶祝していた(丸田, 2001, p. 299)。

表3 臨時政府・華北政務委員会の法定記念日と農曆節句・祭祀

[新暦記念日]			
×: 臨時政府期のみの記念日    ○: 汪精衛政権との合同により導入された記念日			
1月1~3日	元旦*	× 9月22日	政府連合記念日
○3月12日	総理逝世記念日	10月10日	国慶記念日
○3月30日	国府遷都・華北政務委成立	○11月12日	総理誕辰記念日
○9月1日	和平反建國先烈殉國	×12月14日	臨時政府成立記念日
[農曆節句・祭祀]			
旧1月1~3日	春節	旧8月上丁	祀孔
旧2月上丁	祀孔	旧8月15日	秋節
旧3月上戊	祀武	旧8月27日	孔子誕辰(42年~○新9月28日)
清明	植樹節	旧9月上戊	祀武
旧5月5日	夏節	冬至	冬節

\*40年まで「元旦」休暇は1日のみ, 44年より再度1日のみに改定

『新民報(北京版)』38年12月11日, 同晩刊39年11月4日, 『華北政務委員会公報』第171・172期「本会公牘」7~8頁(42年10月29日)より作成

表4 北京政府の新暦記念日

1月1日	中華民国成立	7月3日	共和回復記念
2月12日	南北統一記念	10月10日	国慶記念
4月8日	国会開幕記念	12月25日	雲南起義記念

民国中央観象台編『中華民国13年曆書』より作成

華北において日本標準時は, 放送局や鉄道において使用が開始され(BX38. 4. 21, 4. 26, 4. 27, 5. 15), 当初, ラジオ体操なども利用して機関・学校・団体での普及が図られた



が (BX38. 4. 21, 4. 26, 5. 15, 7. 2, 39. 6. 20), 正式に採用が宣告されることはなかった (郭, 2001, pp. 275)<sup>4)</sup>。ただし, 汪精衛政権の下, 遅くとも 41 年には夏時間が導入されており (華北政務委員会, 1941, 第 73・74 期, 建署公牘, p. 5), これが日本時間に一致したと考えられる。

毎月 1 日の興亜奉公日 (41 年 9 月から 42 年 2 月まで) やこれを引き継いだ毎月 8 日の大東亜戦争記念日 (大東亜復興記念日などとも称し, 43 年 3 月以後, 東亜防衛記念日に名称を統一。日本では大詔奉戴日) は, 「東亜新秩序」, 「大東亜共栄圏」の名分の下, 日本とその植民地・占領地が共有した記念日であり, 労働奉仕, 禁酒, 禁煙, 宴会・娯楽・遊興・賭博禁止の日とされ, 生活規律の強調と人力・物力の動員が図られた。華北では日本居留民との共同奉仕作業も行われた (SX41. 9. 5, 41. 9. 22, 42. 2. 10, 華北政務委員会, 1943, 第 200・201 期, 本会公牘, p. 17)。

正統国民政府を自任する汪精衛政権の成立後も, 華北では独自の体制が維持されたため, 南北の記念日構成も著しく不統一となった。華北政務委員会においては, 3 つの国民政府系記念日と汪精衛政権独自の記念日が採用されたが, 活動は低調であり, 国民革命を記念する諸記念日と雲南起義記念日は採用されなかった。先師孔子誕辰記念日は 42 年に新暦に統一されるが, 他の農曆の祭祀, 記念日はそのまま残された (表 3, 5, 6)。

43 年以後, 対華新政策によって南北の記念日の統一が進展した。44 年 5 月, 祀孔日は清明と新暦の先師孔子誕辰記念日に統一され (華北政務委員会, 1944, 第 313・314 期, 教署公牘, pp. 8-9, 同上 317・318 期, 教署公牘, p. 12), 国父逝世・誕辰記念日の活動も活発となった (表 5)。44 年清明の北京における明朝滅亡 300 年の慰霊祭は, 日本との接点のない, 伝統に依拠する国家祭祀として開催された。日本の記念日の慶祝, 神社での集会, 中国の慶祝日における日本国旗の使用も控えられ, 国旗・国父像・国父遺囑などの象徴も重視され, 主権国家の儀礼の体裁が整えられつつあった (丸田, 2001, pp. 300-307)。

また, 43 年以降, 動員の対象としての帰属集団の記念日が重視されるようになり, 新暦の重日 [3 月 3 日など月と日の数が一致する日] から成る一連の帰属集団別記念日 (四四児童節, 五五青年節, 六六教師節) と政治的記念日 (七七興亜節, 双十國慶節) の体系が構築された (SX43. 6. 25)。国民政府は 30 年に, 日本の経験も参照しつつ, 主に重日によって構成される伝統的節句をそのまま新暦に移行させる行政院訓令を公布しており (内政部, 1930), 従来の革命記念日にはない余暇・娯楽の性格を新暦の節句によって補う構想を持っていた。重日の記念日の整備は, このような経験も踏まえて, 伝統暦の発想を借りて新暦の記念日を浸透させる手法であったと考えられる。華北政務委員会も, 記念日を「記念日」と「節日」に分けて, 「節日」に農曆の節句と児童節, 青年節, 教師節を採録した冊子を

---

4) 一方, 国民政府は, 39 年に全国五つの標準時の区分を再画定するとともに, 抗戦期間においては同年 6 月より暫時的に隴蜀時間を標準時とすることを決定している (郭, 2001, pp. 273-274)。

表5 山西省における主な新暦記念日と記念活動(1941年1月～44年3月)

表5 山西省における主な新暦記念日と記念活動(1941年1月～44年3月)

		41	42	43	44
1月1日	中華民国成立	◎f	◎bf	◎bfz	◎
3月1日	新民会成立	◎*	△s	◎bfs*	◎bf
3月10日	日本陸軍記念日	○z	◎b	◎b	◎
3月12日	総理逝世記念日+	○	—	○	◎
3月29日	革命先烈記念日	—	(◎)	◎*	△
3月30日	国政遷都 華北政務委成立	◎f	◎b*	◎s	◎
4月4日	児童節	○	○	◎	
6月3日	禁煙記念日	△	◎	○	
6月27日	省公署成立	◎bfz*	◎f	◎bf*	
7月7日	興亜節	◎bfsz*	◎b*	(◎b)	
9月1日	和平反共建国運動諸先烈殉国	(○)	—	◎b	
10月10日	国慶節	◎bf	◎	◎	
11月9日	太原復興記念日	○f	○	—	
11月12日	総理誕辰記念日	—	△j	◎	
11月30日	三国条約締結	◎bz*	◎bf	△	
12月8日	大東亜戦争記念日	◎z	◎bf*	◎bf*	

西暦年下の記号は、記念活動について

—：言及なし △：個別・小規模の記念活動、もしくは紙面での言及のみ

○：太原のみでの記念活動、もしくは数市県での記念活動

◎：各市県同時の記念集会、記念週活動 が確認できるもの

記号横の符号は

b：廟での集会 f：民俗的な儀礼・芸能などの利用 j：集市の利用

s：節句の利用 z：神社での集会 \*：慰霊祭・黙祷 が確認できるもの

( )内は、記念日名に言及のない活動

表6 汪精衛政権の新暦記念日

		41	42	43	44	45
1月1日	中華民国成立	◎	◎	◎	◎	◎
3月12日	総理逝世記念 <sup>*1</sup>	◎	◎	◎	◎	◎
3月29日	革命先烈記念	◎	◎	○	○	○
▽ 3月30日	国民政府遷都記念	○	○	◎	◎	◎
× 5月5日	革命政府記念	○	○	—	—	—
× 7月9日	国民革命軍誓師記念	○	○	—	—	—
▽ 8月1日	中華民国復興節	—	—	—	◎	◎
8月27日	孔子誕辰記念 <sup>*2</sup>	◎	◎	◎	◎	◎
▽ 9月1日	和平反共建国運動諸先烈殉国	◎	◎	○	○	○
10月10日	国慶記念	◎	◎	◎	◎	◎
11月12日	総理誕辰記念 <sup>*1</sup>	◎	◎	◎	◎	◎
12月25日	雲南起義記念	○	○	○	○	○

◎：休日、記念集会 ○：記念集会のみ —：該当なし

▽：汪精衛政権独自の記念日 ×：華北政務委員会の法定記念日に取り入れられなかったもの

\*1：「総理」の呼称は、42年より「国父」に改訂 \*2：「孔子誕辰記念」は、42年より9月27日に改訂  
国民政府行政院教育部編習委員会（南京）編制『国民暦』（中華民国 30～34年版）より作成

刊行しており（華北政務委員会総務庁情報局編，1945，p. 4），ここからも新暦の節句を創設しようとする意図が確認できる。

戦局の行き詰まりにともない，記念日活動は，献納・労働奉仕を通じた収奪の性格を強めていった。中共政権が特に43年以降，陝甘寧辺区において廟会・集市を大量に復活させて宣伝動員に利用していたのに比べて，華北傀儡政権は統制経済への移行と経済封鎖によって，農村の廟会・集市を宣伝・動員に十分に利用することはできなかった。また，仏教の民俗は中国の習俗の中心的な価値ではなく，中国仏教の組織化は日本の介入によってようやく支えられ，中国固有の習俗への配慮を欠くなど，民俗利用には限界がともなった。廟会での施薬・施療のように時間と場所に込められた心性に依拠して効果を上げた民俗利用工作もあったが，一般には中共政権が生産運動で利用した「昇官発財」意識のような個別家庭中心の民俗心性よりも滅私奉公的な集団的価値が強調されており，傀儡政権の民俗利用の限界を示している（丸田，1998，pp. 22-30，2001，pp. 313-316）。

時間規律遵守の励行の一方で，44年には農曆の風習の一部は虚礼，浪費，迷信として攻撃されるようになった（SX44. 1. 22）。日本の大政翼賛会興亜局では，「東亜の伝統」を考慮しつつ，より合理的な太陽暦を「大東亜」に導入しようとする議論が行われていたが，この試みは節気によって新暦の合理性を強調する国民政府の新暦政策と同様の方向性を示すことになった（神田，1942，pp. 8-11，能田，1942，pp. 15-17，森田，1942，pp. 28-29）。様々な矛盾を孕みながらも，華北傀儡政権の記念日活動は，主権国家の形式をもって，最新メディアも利用しつつ，高い密度と同時性で大衆を間断なく教育訓練することで，人々に国家意識を植え付ける作用を果たした。この状況は，日本のイデオロギーとの一体化を進めた満州国とは明確な差異を示している。

#### 4) 中共根拠地の記念日活動と新暦・農曆の時間

抗日民族統一戦線政策への転換にともない，中共根拠地では，国際共産主義運動・中共自身の記念日などに加えて，国民政府の記念日，抗日戦争と反ファシズム国際統一戦線を象徴する記念日が慶祝されるようになった（表7）。前線の晋東南根拠地では，現実の統一戦線の状況を反映して，国民政府の記念日は陝甘寧辺区よりも重視されていた

表 7 中共根拠地の代表的記念日

1月1日	中華民国成立	5月30日	五卅惨案
2月7日	二七惨案	7月1日	中共成立
3月8日	国際婦人デー	7月7日	抗日建国記念
3月12日	孫中山逝世	8月1日	紅軍成立 国際反戦デー
3月18日	北平民衆革命 パリコミューン	9月上旬	国際青年デー
4月4日	児童節	9月18日	九一八事変
5月1日	メーデー	10月10日	国慶節
5月4日	中国青年節	11月7日	ロシア十月革命
5月5日	マルクス誕辰	12月9日	一二九運動



が、39年末からの国共関係の悪化以後、国慶節を除いて国民政府系統の記念日の活動は低調となり、中共自身の記念日構成による独自の権威の確認が進められた（丸田，2005a, pp. 36-37）。この状況は、華北傀儡政権が国民政府の記念日を尊重していく動きと対照を成している。

新暦の帰属集団別記念日には農民の記念日は存在しなかったが、これについても国民政府の権威によらない記念日創設の動きが起こり、晋冀魯豫辺区では41年に新8月20日の百団大戦記念日を農民節とした（XRH41.8.29）。一方、国民政府は41年末に立春を農民節とした（簡濤，1998, p. 61）。

中共根拠地の民俗利用は、日本傀儡政権の民俗利用に対抗しつつ、農村の環境の前線の根拠地において陝甘寧辺区に先行して展開した。華北傀儡政権の節句・廟会での施薬、生産展示会や敬老大会などの開催と、中共の労働英雄大会や廟会工作、祝寿運動などは形態が類似しており、日中戦争期においては日本側の着手の方が早い（丸田，2001）。中共の年画の宣伝利用は、日本軍の手法に触発されたものとされる（川瀬，2000, pp. 46-47）。

「マルクス主義の中国化」の提起により、革命と中国の伝統・民俗との関係についての理論的整理がなされた42年以後、陝甘寧辺区において農曆の民俗利用による民衆の組織、動員が大きく進展する。節句、廟会、集市などの農曆の時間と儀礼は、その時間と場所に込められた人々の心性に沿う形で、各種宣伝動員、生産の発展、民生の改善などに利用され、農曆の時間は、農民が自身を代表して参加する農民の記念日としての意味をもって台頭していた。節気・集市などの農曆の民俗を利用した生産運動は農民の個別家庭中心の「昇官発財」、「発家致富」の意識を利用して進展した（丸田，1998, pp. 27-28）。

新暦の時間と農曆の時間は相互浸透し、農曆の民俗の新暦への採用、新暦と農曆の重なる日どりの利用などによって、農曆の心性を通じて民衆に新暦の価値を浸透させる方法がとられた。太行区・太岳区では、農閑期と農繁期を区切る二つの新暦の記念日（北平惨案・パリコミューン記念日 [三一八]、東北淪陥記念日 [九一八]）を配置し、遊撃戦の環境の中で農業の生産リズムに配慮しつつ民兵を養成する試みも行われた（山西省檔案館編，1994，第4巻，p. 599，2000，第6巻，p. 201，第7巻，pp. 390-391）。

農民の記念日・農曆の民俗利用を巡って諸権力が対抗したように、青年、教師、児童などの諸帰属集団の記念日については、これらに対する動員の主導権を巡って、諸政権の明確な対抗関係がみられる。国民政府は6月6日の教師節を39年に先師孔子誕辰記念日に変更して（中国第二歴史檔案館編，1994，pp. 581-583），伝統的権威による教育界の統合の姿勢を強めた。これに対し汪精衛政権は、43年に教師節を6月6日に戻して重日の記念日のひとつとし、華北傀儡政権もこれに従った（SX43.5.19, 6.27）。太行区も同年から6月6日の教師節の活動を行うようになった（TH43.6.5, 6.17, 6.23）。また、国民政府は、43年には青年節を五四運動記念日から革命先烈記念日に改定し（許育藩，1948, p. 2），汪精衛政権はこれを5月5日の革命政府記念日に改定し（SX43.5.6），ともに青年運動を

孫文・国民党の系譜に位置づけて共産主義から隔絶しようとしたが、中共は5月4日の青年節を維持した。

帰属集団別記念日は、政治的意義を強調しなくともよい点で浸透が容易であり、結果として基層に浸透した記念日体系は、中共根拠地、華北傀儡政権ともに農曆の節句と帰属集団別記念日を合わせたものとなった（表8）。ただし、中共は、日本とその傀儡政権が積極的に利用した仏教の節句や会門を自らの権威づけに利用することはほとんどなく、自律的な行動原理をもつ会門とその独自の世界観を、自己のイデオロギーの反対物として排除する姿勢は一貫していた。

表8 武郷県農村（太行区の模範村）の記念日・節句

[新曆記念日]			
1月1日	擁幹愛民節	5月4日	五四青年節
3月8日	三八婦女節	6月6日	六六教師節
4月4日	四四兒童節	7月7日	七七全民抗戰團結節
5月1日	五一労働節	10月10日	十月十日群英節
[農曆節句・祭祀]			
旧1月1日	敬老節	清明	追悼死難烈士節
旧1月15日	擁軍優抗節	旧8月15日	殺敵英雄節

『人民日報』46年11月10日より作成 記念日の名称は原史料のまま

農曆の時間は、個別家庭の行事としての性格の強い諸節句に村の共同性を付与させつつ、農民の記念日、村の記念日としての意義をもって利用された。44年には農業合作運動の中で、村を単位とした節気による生産計画が立てられ（XTY44. 4. 10, 6. 22, TH44. 9. 29, 10. 3, 45. 3. 17）、生活と生産の時間の統一管理の試みも行われた（XTY44. 4. 7, TH44. 8. 29, 9. 19）。45年以降は、人生儀礼も組織して、迷信の領域にも踏み込んだ儀礼の組織が行われたが、村の共同性の創出の試みは、その後、土地改革への政策転換により十分に成果を上げられなかった。45年以降、諸節句は政治動員に積極的に利用されながらも、春節、中秋節、清明以外の比較的低位の節句については、全根拠地レベルの統一的な動員や制度的な根拠をもつ活動はほとんどなかった。その一方で、民衆は新曆の時間にも中共が忌避する「封建・迷信・猥褻」の民俗を持ち込んでいた（丸田, 2005b, pp. 64-69）。

## II 曆書と通書の変容

民国元年以来の『中華民國曆書』（以下、『民国曆書』）においては新曆が採用され、農曆の日付と干支が各月の曆（日曆）に補助的に配置されるようになった。節気と一部の雑節は日曆の上部に保持されたが、曆註などの迷信的要素は一掃された。日曆の下段には、曆註に代わって曆時法などに関する科学知識の解説文や図解が掲載されるようになった。国民政府は、31年になって『民国曆書』の体裁から更に農曆の日付と干支を取り除いて新曆のみとした『国民曆』の体裁を確立した（それ以前の曆は、日曆下段に総理遺訓を掲

載し、干支も併用)。農暦の要素としては、節気と月の朔望・上下弦日のみが残され、上述のような新暦の節句を創出する方針の下、新暦の日付に当日に相応する節句が注記された(1月15日[上元],3月3日[禳辰],5月5日[重五],7月15日[中元],9月9日[重九],12月8日[臘八],中秋は秋分に最も近い望日)。これに対し、伝統暦を模倣して民間に流布していた通書は、民国以降、伝統暦の上部に新暦を補助的に加えた体裁を採用するようになっていた(図1)。

祭節念国 祀旬日家 ・・記	祭節念国 祀旬日家 ・・記	祭節念国 祀旬日家 ・・記	諸 神 生 日	吉 忌 皇 帝
新暦日付	新暦日付	新暦日付	新暦日付	新暦日付
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
雑朔節 節望氣	雑朔節 節望氣	吉 神	吉 神	雑朔節 節望氣
農暦日付	農暦日付	農暦日付	農暦日付	農暦日付
干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直
念祈要民 日日節間 記日重	吉 神	凶雑朔節 神節望氣	雑朔節 節望氣	註 釈
註 釈	註 釈	註 釈	註 釈	註 釈
凶 神	凶 神	凶 神	凶 神	凶 神
⑤満州国 『時憲書』 38~45年	④満州国 『時憲書』 35~36年	③満州国 『時憲書』 33~34年	②民国通書	①清朝 『時憲書』

図1 清朝『時憲書』・民国通書・満州国『時憲書』の日暦暦註の配置

『大清道光二十三年時憲書』、『大清咸豐二年時憲書』、『大清咸豐三年時憲書』、『大清光緒十八年時憲書』、『中華民國五年陰陽國曆通書』、『中華民國二十二年陽國曆通書』、実業部編纂『満州国時憲書』(大同2,3年版)1933~34年、中央観象台編纂『時憲書』(康德元年~12年版)、1934~45年より作成

満州国の官暦である『時憲書』は、日暦の構成を通書に倣い、様々な迷信の日選び・占いと実用的知識を採用するなど、通書の体裁を多く採用することで、その普及が意図されていた(図1,2)。ただし、通書と異なり新暦を主とし農暦を付記した点、国民政府の『国民暦』に対抗して、これを凌ぐ大量の政治的象徴(指導者像・地図・国旗・国歌・詔書など)を導入し、政策宣伝なども採録した点、近代国家の擬制と政治動員を重視した体裁も備えていた。満州国『時憲書』(以下、『時憲

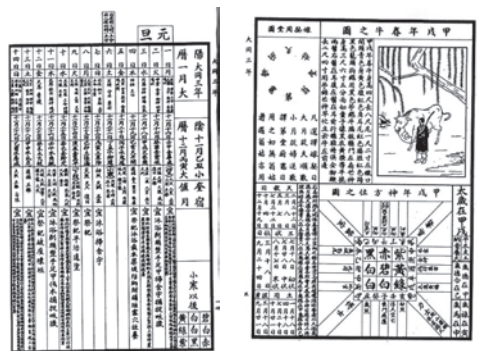


図2 満州国『時憲書』の通書の体裁を採用した頁(右)と日暦(左) 実業部編纂『満州国時憲書』(大同3年版,1933年),5,14頁

書』は、日選びを含む生活指南書としての「実用性」によって、『国民暦』が持ちえなかった社会との接点を作り、権力の意志を社会に浸透させようとしていた（丸田，2013）。

満州国では権力が官暦普及のために、改良した通書『家宝書』を直接発行して官暦とともに販売する方法が取られ、効果を上げた（神田，1942，p. 6）。ここでは、通書の多神教的な民間信仰の原理を利用して日本の神を紛れ込ませる手法も取られ（図3，丸田，2013，pp. 20-21）、政治象徴と政策宣伝も大量に盛り込まれた。これら改造部分は通書全体の3分の1にも上ったが、日暦が俗暦禁止の法令によって削除されたため、伝統的な占い・日選び・予言などの記事についても通常の通書と同様かそれ以上に豊富な分量が提供されていた。各種宣伝記事は通書の形式に倣い図解を使用しており、これは大衆への宣伝には有利な形式であった。これら宣伝記事は、『時憲書』と比べると、単なる実用知識は除かれ、戦時動員と医療衛生に関する項目が重点的に配置されている。このような施策の背景には、迷信の禁圧がむしろ抗日勢力に日本と民衆を離反させる口実を与え、反日記事を掲載する通書が氾濫することになるという日本側の情勢認識も存在した（神田，1942，pp. 14-15）。官暦と通書の迷信の改良は漸次的に進められていた。

華北傀儡政権の暦書は、新暦に農曆と毎日の干支を付記した北京政府の『民国暦書』の体裁を復活させたものであり（教育部，1939，中華民国政府連合委員会，1940）、『時憲書』のような新たな政治象徴、政治動員の記事を採録することはなかった。その一方で、華北傀儡政権下では、新暦を主体としつつも農曆と暦註を保持し、実用知識を多く採録した暦書（行政委員会印刷局，1939）や、日暦に若干のスローガンを施した通書（華北合作事業總會，1945）も刊行されていた。行政委員会印刷局発行の暦書の日暦は、暦註の吉凶神欄を削除しており、『時憲書』の最も改造の進んだ版（図1-⑤）の体裁に近い。しかし、『時憲書』が34年以降、日暦の日選びの註釈の内、吉日（「～に宜し」）のみ採録し、凶日（「～に宜しからず」）を全て削除したのに対し、同暦書は一般の通書同様に吉凶の日選びをともに採録しており、新暦の記念日が必ずしも吉日に当たらないという矛盾を抱えている。また日暦に記念日名が記載されず、国家の象徴や政治宣伝の記事も採録されていない点なども一般の通書に近い。華北においては最初から迷信を排除した『民国暦書』の体裁が存在しており、また民国の正統性を偽装する意味でも暦書の構造を最初から構築する必要がなかったことが、暦書に対する施策を淡泊にしたものと考えられる。

汪精衛政権はその成立後に自身の『国民暦』を刊行するようになり、華北政務委員会も

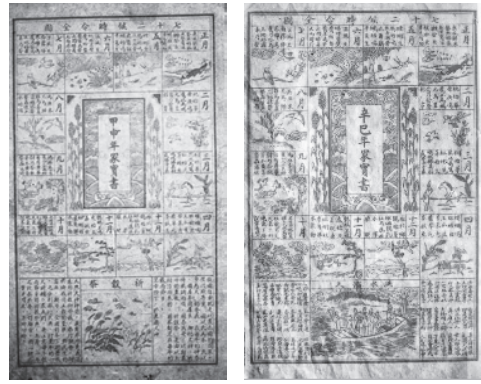


図3 「七十二候時令全図」を表紙とする『辛巳年家宝書』満州国通信社，1941年の表紙最下段のノアの方舟伝承（「洪水満天」）の図と詩（右）は『甲申年家宝書』満州国通信社，1944年の表紙では皇帝が天照大神を祭る「祈穀祭」の説明（左）に替えられた



「国民曆辦法」を各地に送付して、『国民曆』導入の体制を整えようとしたが（華北政務委員会，1941，第45・46期，教署公牘，pp.8-9），その一方で国立華北觀象台（以下，華北觀象台）からは農曆を付記した『中華民國30年曆書』が刊行されていた（国立華北觀象台，1941）。華北觀象台は39年12月に成立したばかりで，曆書の作成は41年版が最初のものと思われる。同曆書では、『民国曆書』以来の日曆下段の曆時法等の解説が削除され，代わりに惑星，太陽，月の合〔同じ位置にある状態〕の日時など天体の運行を記載する体裁になっている。新設された觀象台による曆書の刷新が企図される中，南北政權は曆書の統一においても困難に面していた。華北觀象台は42年以後，日曆から天体の運行記事を削除した『北京節候表』を刊行するようになり（国立華北觀象台，1942～45），これが形式上官曆の地位を汪精衛政權の『国民曆』に譲りつつも，同曆に記載されない農曆・干支を補うことで，事実上の官曆として機能していたと考えられる。

汪精衛政權の『国民曆』は，表紙見返しの孫文像から党旗・国旗を削除したが，これは，日本と華北傀儡政權が青天白日滿地紅旗の復歸に難色を示し，臨時政府の国旗（五色旗）に固執し続けた状況を反映している。汪精衛政權の『国民曆』は，国民党権力の正統性に打撃を与えるこのような象徴操作を通じて，華北に導入されようとしていた。42年には日曆下段の曆時法等の解説が，節氣を冒頭に記した各月の農事解説と全国氣象概況の説明文に替えられ，43年には日曆に農曆と毎日の干支が付記されて，華北の曆書の要素を満たすことになり（図4，国民政府行政院教育部編曆委員会，1941～45），これをもって南北政權の曆は実質的な統一を見たことになる。

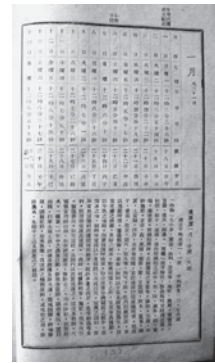


図4 農曆・干支と毎月の農事を付記した汪精衛政權の『国民曆』 中華民國34年版，1945年，2頁

満州国の『時憲書』は，農事に関する詳細な実用情報を記載しながらも，これに24節氣の農事の民俗を取り入れることはなく，農村社会への権力の浸透，民俗への配慮の限界を示している。この点，国民政府の『国民曆』は，日曆から農曆を排除しながらも，巻末に「24節氣歌」を採録して正確な農事と新曆の浸透を提唱していた。華北傀儡政權の生産動員においても24節氣の農事への言及はほとんどみられず，農村に浸透できない権力の限界を示しているが，曆書においては上述のように汪精衛政權の『国民曆』が，43年までに節氣を付した毎月の農事紹介と農曆及び毎日の干支を新曆に付記する体裁を整えている。

一方，中共は42年から陝甘寧辺区の生産運動の中で24節氣の農事を強調するようになり，これをもとに節氣ごとの農事を強調した新旧合曆の『農家曆』が刊行されることになる。しかし，『解放日報』でこの曆の刊行が最初に確認されるのは44年春節であり（JR44.2.9），汪精衛政權の43年版『国民曆』の体裁は，『農家曆』に先駆けていた可能性がある。上述

のように、中共は日本側の民俗利用に危機感を募らせる中で独自の民俗利用を展開しており、迷信を忌避しつつ農曆を取り込んだ曆書改造の行き着く先は、ともに節気による合理的な農事の強調という方向に帰着することとなった。このような現象は、上述のように日本による太陽曆改良の試みと節気に依拠した国民党の新曆政策との関係においても確認されたところである。

『農家曆』は農曆に新曆を併記するか、新曆に農曆を併記し、曆の上部もしくは下部に節気ごとの農事などの生産知識、記念日の意義などを記載したもので、日曆の前後にも政治宣伝、実用知識などが盛り込まれ、曆註を含む迷信的要素は一掃された。これらには、通書の「春牛芒神図」を改編した農民と牛の図など、改造された民俗芸術の挿絵を表紙に掲げるものもあれば（呂梁文化教育出版社，1947，晋南新華書店，1949，晋綏出版社，1949，山東省政府実業庁農業実験所，1949），表紙や口絵に版画の指導者像を採用するものもあった（晋冀魯豫辺区太行行署，1946，呂梁文化教育出版社，1947，太岳行署，1948，冀中行署実業庁，1948）。国民党が禁圧しようとした通書の改造の基礎に立って、新たな象徴と民俗を構築する試みは、満州国崩壊後も中共根拠地の『農家曆』に継承されており、通書は迷信を脱ぎ捨てるとともに、大衆に政治的象徴を注ぎ込み、民生を改良するメディアとして再生していった。

中華人民共和国建国初期には、根拠地の『農家曆』の基礎に立って政治的象徴を大胆に取り入れた民間用曆書が各地の人民出版社から刊行されるようになった。『1953年新曆書』（華東人民出版社）を例にとると、表紙には「春牛芒神図」を改編した互助組の農民と牛が描かれ、巻頭には毛沢東像、国歌、国土の地図、重要記念日の説明、婚姻法の条文などが続いている。新曆を主体とし農曆を補助的に配した日曆部分は、新曆日付の上段に常用漢字表を配し、通書において日選びのよるべとなっていた註釈欄には、衛生・健康・生産・政治動員などに関わる標語や知識および記念日・節気が日ごとに配されている。また、最下段には衛生知識の図解が掲載されている（図5）。災厄を避け福を求めめるために通書を参照していた人々に、その方法を科学的観点から提示する『新曆書』は、伝統的心性の文脈を捉えつつこれを変化させようとしていた。

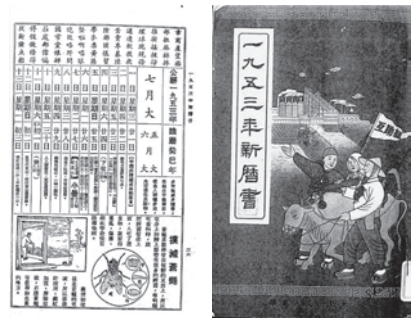


図5 『1953年新曆書』華東人民出版社，1953年，表紙，36頁

## おわりに

安定した階級支配がなく、基層における地縁的な共同性の薄い中国農村では、民俗は個別家庭の論理が顕著であるが、個別家庭の繁栄を祈念する農曆の習俗を改造して、そこに



動員の凝集力を生み出す課題は、日中戦争において対抗した諸政権に課せられたものであった。満州国と日本傀儡政権は農暦の伝統・民俗を権力の正統性のひとつに位置付けて動員に利用し、中共もこれに対抗して大規模な民俗利用の宣伝動員工作を展開するようになるが、いずれの政権においても政治・軍事動員を推進する過程の中で、権力の正統性の根源としての新暦の価値、時間規律に基づく統合・動員の原理としての近代的時間の価値が強調され、これに敵対する農暦の民俗の改良も課題として意識されていた。民俗・伝統と新暦の価値・規律を調和させる手法は、各政権ともに節気の利用にほぼ帰着したが、日本は農村に根付く節気による農事の民俗を十分に利用できなかった。

日本とのイデオロギーの一体化を進めた満州国と、国家の体裁を尊重する方向へ進んだ華北傀儡政権は、記念日体系の構成と民俗利用において、明確な対照を成した。また、華北傀儡政権は国民政府の記念日構成を尊重する方向へと移行した点において、独自の記念日体系の構築を目指すようになった中共根拠地とも明確な対照を成した。重要な動員対象である諸帰属集団の記念日を巡っても諸権力は対抗したが、これらの記念日は、政治的意義を強調しなくとも浸透が可能であり、華北傀儡政権、中共根拠地ともに、基層への定着が図られた記念日の構成は、帰属集団記念日に農暦の節句を取り入れたものとなった。

中共根拠地では日中戦争後半より、村の共同性を創出するための農暦の記念日の創設、節句、節気の利用や儀礼の組織が行われたが、44年の富農経済政策とその後の土地改革は、共同性よりも個別家庭の経営を優先する原理を内包していた（丸田，2005b，pp.62-67）。中共の推進する「階級闘争」は村の社会関係に亀裂を入れつつ、社会の結合原理とは異なる政治区分によって個々人を分断して忠誠を迫り、直接権力に向い合せながら動員力を高める形で進行していた（丸田，2010）。飛躍的な動員力の向上は、必ずしも基層社会の凝集力の向上によって担保されていたわけではなく、むしろその対極にある個別化の進行にも依拠していたため、中共の意図した村や階級の凝集力の強化は、必ずしも十分に達成されたわけではない。中共は村落や階級の凝集性を生み出して社会を統合・動員する試みを繰り返しつつも、土地改革の急進化により貧雇農に依拠する政策志向を強める中、個別性を中心とした民俗利用に傾斜していった。

（また たかし・広島大学）

## 【参考文献】

- 石井弓（2013），『記憶としての日中戦争—インタビューによる他者理解の可能性—』研文出版
- 池田浩士編（2007），『大東亜共栄圏の文化建設』人文書院
- エズラ・ヴォーゲル・平野健一郎編（2010），『日中戦争期中国の社会と文化』慶應義塾大学出版会
- 解放日報社（1941～1947），『解放日報』
- 郭慶生（2001），「中国標準時間考」『中国科技史料』第22巻第3期

華東人民出版社（1953），『1953年新曆書』華東人民出版社

華北政務委員會（1940～1945），『華北政務委員會公報』華北政務委員會

華北政務委員會総務庁情報局編（1945），『我国重要紀念日』，奥付なし

華北合作事業總會（1945），『中華民國34年時憲通書』華北合作事業總會

川瀬千春（2000），『戦争と年画—「十五年戦争」期の日中両国の視覚的プロパガンダー』梓出版社

神田清（1942），『満州国時憲書の制定と其普及』（大政翼賛会興亜局『暦法調査資料』第8輯）

簡濤（1998），「略論近代立春節日文化的演變」『民俗研究』1998年第2期

貴志俊彦・川島真・孫安石編（2006），『戦争・ラジオ・記憶』勉誠出版

冀中行署実業庁（1948），『中華民國28年西曆1948年農用曆書』冀中新華書店

許育藩編（1948），『節日記念日教学法』商務印書館

教育部編制（1939），『中華民國28年曆書』

行政委員會印刷局（1939），『中華民國28年曆書』行政委員會印刷局

国民政府（1927～1948），『国民政府公報』

国民政府行政院教育部編曆委員會（南京）編製（1941～1945），『国民曆』（中華民國30～34年版）

国立華北觀象台編制（1941），『中華民國30年曆書』

国立華北觀象台（1942～45），『北京節候表』

国立中央研究院天文研究所編製（1931, 1935, 1938, 1944, 1945），『国民曆』（中華民國20, 24, 27, 33, 34年版）

佐藤卓巳・孫安石編（2007），『東アジアの終戦記念日—敗北と勝利のあいだ—』ちくま新書

笹川裕史・奥村哲（2007），『銃後の中国社会—日中戦争下の総動員と農村—』岩波書店

山西省檔案館編（1994, 2000），『太行党史資料彙編』第4卷，第6卷，第7卷，山西人民出版社

山東省政府実業庁農業実験所（1949），『農家曆』

実業部編纂（1933～1934），『満州国時憲書』（大同2, 3年版）

新華日報社（華北）（1939～1943），『新華日報（華北版）』

——（太岳）（1944～1949），『新華日報（太岳版）』

——（太行）（1943～1949），『新華日報（太行版）』

新民報社（北京）（1938～1940），『新民報（北京版）』

——（山西）（1941～1944），『新民報（山西版）』

晋冀魯豫区太行行署編印（1946），『中華民國35年西曆1946年農家日曆』

晋綏出版社（1949），『中華民國38年農家曆』

晋南新華書店（1949），『中華民國38年農家曆 公曆1949年』

太岳行署（1948），『農家曆』（中華民國35年）

太岳日報社（1940～1944），『太岳日報』

中央觀象台編纂（1934～1945），『時憲書』（康德元年～12年版）

中華民國政府連合委員會（1940），『中華民國29年曆書』

- 中国国民党中央執行委員会宣伝部編（1929），『国曆之認識』，中国国民党中央執行委員会宣伝部
- 中国第二歴史档案館編（1994），『中華民国史档案資料彙編』第5輯第2編文化（2），江蘇古籍出版社
- 内政部（1930），「廃止旧曆節日改訂替節日案」，国史館，内政部檔案 026000012327A
- 能田忠亮（1942），『東洋に於ける曆の政治的文化史的意義』，《『曆法調査資料』第4輯）
- 平野健一郎編（2008），『日中戦争期の中国における社会文化変容』東洋文庫
- 深尾葉子・安富歩（2010），「廟に集まる神と人」，安富歩・深尾葉子編『「満洲」の成立—森林の消尽と近代的空間の形成—』名古屋大学出版会
- 丸田孝志（1998），「陝甘寧辺区の記念日活動と新曆・農曆の時間」『史学研究』第221号
- （2000），「華北傀儡政權における記念日活動と民俗利用—山西省を中心として—」，曾田三郎編著『近代日本と中国—提携と敵対の半世紀—』御茶の水書房
- （2005a），「時と権力（Ⅰ）—中国共産党根拠地の記念日活動と新曆・農曆の時間—」『社会システム研究』第10号
- （2005b），「時と権力（Ⅱ）—中国共産党根拠地の記念日活動と新曆・農曆の時間—」『社会システム研究』第11号
- （2010），「国共内戦期冀魯豫区の大衆動員における政治等級区分と民俗」『アジア社会文化研究』第11号
- （2013），「満州国『時憲書』と通書—伝統・民俗・象徴の再編と変容—」『アジア社会文化研究』第14号
- 満州国通信社（1941, 1942, 1944），『家宝書』満州国通信社
- 満州国政府（1932～1945），『政府公報』満州国政府（遼瀋書社，1990年復刻）
- 民国中央觀象台編（1924），『中華民國13年曆書』
- 森田鹿三（1942），『支那曆と年中行事』（『曆法調査資料』第5輯）
- 呂梁文化教育出版社（1947），『中華民國36年農曆』